

世界に広げる「滋賀の食材」  
海外プロモーション事業補助金

公 募 要 領

問合せ・提出先 滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課  
食のブランド推進室 マーケティング係 TEL 077-528-3892

受 付 時 間 午前8時30分～午後5時15分  
(土・日・祝日は除く。)

## 1. 目的

この補助金は、県内農畜水産物の生産者等が海外で開催される展示商談会・テストマーケティングに出展する経費または海外の市場調査を行う経費に対して、滋賀県が予算の範囲内で経費の一部を補助することによって、海外における県産農畜水産物の販路開拓を支援し、滋賀の食材の魅力を海外に向けて発信し、地域ブランド力の向上に資することを目的としています。

## 2. 補助対象者

補助対象者は、次のいずれかに該当する者です（以下「補助対象事業者」という）。

- (1) 滋賀県内で活動する農畜水産物生産者（県内において農畜水産物を生産する農業者、漁業者およびこれらの者が主たる構成員または出資者となっている法人および団体）
- (2) 滋賀県内に本社または事業所のある食品加工事業者（県産の農畜水産物を原料とする食品を加工する事業者およびこれらの者が主たる構成員または出資者となっている法人および団体）
- (3) 上記（1）（2）以外の者で、知事が適当と認める者

## 3. 補助対象事業

補助の対象となる事業は、県産農畜水産物およびその加工品について、以下の事業への出展または市場調査です。

- (1) 海外で開催される展示商談会（企業間の取引を目的とし、複数の事業者が出展するもの）。  
※主に企業対消費者間取引（B to C）を目的に実施されるものは対象となりません。  
※オンラインで参加される場合も対象となります。  
また、自己が主催者であるものは対象としません。
- (2) 海外で行うテストマーケティング（独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）と連携して実施するものに限る）。
- (3) 海外市場の調査（市場調査を行う事業者に委託して行うものに限る）。

#### 4. 補助対象経費、補助率および補助限度額等

(1) 補助対象経費、補助率および補助限度額は以下のとおりとなります。

補助対象経費			補助率	補助限度額
展示商談会・テストマーケティング	出展経費	出展料・スペース料、展示装飾費・工事費、備品レンタル料、電気代、パネル等製作費等	補助対象経費の1/2以内	200千円以内 (ただし、補助金の交付は、1補助対象事業者あたり1回までです。なお、出展回数および市場調査回数は1回のみに限られません。)
	輸送等経費	出品物、備品、必要資材等の梱包・輸送に係る経費		
	旅費	出展にかかる交通費および宿泊費		
	広告宣伝経費	パンフレット・商品カタログ作成費等		
	通訳等経費	通訳費・翻訳費		
食品分析経費	栄養成分分析費用			
市場調査	市場調査費	調査委託料、資料・宣伝材料作成費、翻訳経費等		

(注) ① 補助金交付額は、千円未満を切り捨てることとします。

② 補助金交付額は、審査結果や予算の都合により事業計画書に記載された額を下回ることがあります。

(2) 補助対象経費となる経費は、次のア～ウの条件をすべて満たすものとなります。

ア. 交付決定日以降に発生した経費 ただし、交付申請書を提出した後に、やむを得ず交付決定日までに事業に着手する必要がある場合は、事前着手届(様式第7号)によりその理由を明らかにして届け出ること、交付決定日前に着手されたものを補助対象経費とすることができます。
イ. 証拠書類等によって金額が確認できる経費
ウ. 国、県、市町、JETRO等から助成を受けた費目に係る経費でないこと。

#### 【補足説明】

①旅費(交通費および宿泊費)について

- ・交通費および宿泊費について、補助対象人数の上限はありませんが、事業遂行における必要最低限の人数で実施してください。
- ・交通費および宿泊費の計上は、補助事業者の旅費規程等により算出された経費とします。旅費規程等がない場合は、滋賀県の旅費支給条例、旅費支給条例施行規則により算出された経費とします。  
※実績報告の際は、請求書または領収書の写しと共に補助事業者が作成した「旅費計算書」等を提出してください。
- ・交通費については、最短の経路による妥当な運賃とし、基本的な交通費(新幹線：普通指定席、飛行機：エコノミークラス等)を対象とします。グリーン料金やビジネスクラス料金は対象になりません。なお、やむを得ない都合によりビジネスクラス料金等を使った場合は、実績報告時に基本的な料金が分かる資料を添付して申請してください。その場合の差額は自己負担となります。

- ・鉄道の切符等については、領収書を取り、乗車日、区間と金額が分かるものを実績報告時に提出してください。
- ・宿泊費については、単価等を滋賀県の旅費支給条例、旅費支給条例施行規則に定められている下記の金額を上限額として補助対象経費として計上することとします。

#### 【宿泊費の上限額】

	地域	上限額について
①	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤドおよびアビジャン	1泊につき1人22,500円まで
②	北米、欧州および中近東地域で知事が定める地域のうち①以外の地域	1泊につき1人18,800円まで
③	アジア（本邦除く）、中南米、大洋州、アフリカおよび南極地域で知事が定める地域のうち①以外の地域	1泊につき1人13,500円まで
④	①、②、③以外の地域	1泊につき1人15,100円まで

#### ②振込手数料について

金融機関に対する振込手数料は原則補助対象となりません。ただし、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格のうち数になっている場合は補助対象として計上することができます。

#### ③海外で支払った経費について

現地で支払った日の円レートを確認しておき、日本円に換算して報告してください。その場合は、支払当時のレートが分かるものを実績報告時に提出してください。

### 5. 事業実施期間および実績報告期限

#### (1) 事業実施期間

交付決定日から令和5年2月28日までとします。

#### (2) 実績報告期間

事業終了後30日を経過する日または令和5年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号および様式第4号の1）および添付書類を提出しなければなりません。

### 6. 参加条件

- (1) 事後に行う食のブランド推進室のアンケートや調査（商談成立状況等）に回答すること。
- (2) JETROと連携して実施する事業については、必要に応じてJETRO滋賀貿易情報センターと相談してから、事業内容を決定してください。

## 7. 申請手続

下記により書類を提出いただき、審査により補助対象事業を採択します。

(1) 提出期限 1次募集 令和4年7月29日(金)まで

(2) 提出方法

ア. 郵送の場合

〒520-8577 大津市京町4丁目1-1

滋賀県農政水産部 미래の農業振興課 食のブランド推進室 マーケティング係あて

※午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日は除く。)

※簡易書留郵便等(差出および受領の記録が残る取り扱い)により提出すること。

イ. メールの場合

メールアドレス: gc01@pref.shiga.lg.jp

滋賀県農政水産部 未来の農業振興課 食のブランド推進室 マーケティング係あて

※応募申請書を送付した事業者はその旨を必ず電話で連絡すること。

※メール件名欄に「世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業補助金」と記入すること。

ウ. 留意事項

応募締切後、9に示す交付決定まで概ね6週間かかります(提出書類に不備がある場合はさらに日数がかかります)。交付決定日以降に発生した経費と交付決定日以降に行われる事業が補助対象になりますのでご注意ください。なお、交付申請書を提出した後に、やむを得ず交付決定日までに事業に着手する必要がある場合は、あらかじめ当課にご相談ください。

滋賀県主催のプロモーションへの出展者については、別途審査します。

(3) 提出書類

ア. 応募申請書(別記様式)

イ. 事業計画書(様式第1号の1)

ウ. 事業内容を説明する補足説明資料

エ. 企業概要の分かる書類(会社案内パンフレット等)

オ. 定款、規約または設置要綱の写し ※法人・団体の場合は必要。ただし、公共的団体等は除く。

カ. 商談会等の主催者側が用意する開催概要がわかる資料

※なお、提出された書類は返却いたしません。

(4) 申請回数

・申請、交付は1回のみです。

・複数の展示商談会への出展、商談会やテストマーケティングと市場調査をされる場合等の複数の事業を行われる場合は、一度に合わせて申請してください。

## 8. 採択審査

(1) 審査方法

審査方法は原則として書面審査とし、審査会に諮って決定します。また、必要に応じて追加資料の提出やヒアリング等を行います。なお、審査会は、非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。

補助事業の選定にあたっては、表1の項目について審査し、総合的に評価が高いと認められるものから順に決定します。なお、総合評価が低い場合は対象としないことがあります。

(2) 審査結果の通知

審査結果について、農政水産部みらいの農業振興課食のブランド推進室から申請者あて審査結果と予算の配分額について内示の通知をします。

※採択結果における審査内容についての問い合わせには応じかねます。

表1：審査の観点

◇県が策定する「滋賀県農畜水産物の輸出サポートガイド」に示される県の支援方針との整合性
◇県産農畜水産物の生産振興への寄与 農畜水産物生産者、加工事業者、その他の者の順に優先度が高いものとし、加工事業者等の場合は、さらに県産農畜水産物の使用割合が高いものを出品または調査する者を優先します。
◇販路開拓に向けた取組 販路開拓に向け生産・加工体制が強化されているか、インターネットの活用、人員の配置等販売体制が整っているか、戦略的・意欲的に販路開拓に取り組もうとしているか。
◇事業の新規性および必要性 過去に食のブランド推進課で実施した補助事業と同一あるいは類似性が高いものでないか、新たに行う販路開拓に向けて斬新さがあるか等。
◇事業の有効性 ターゲットに対して有効な事業となっているか、事業の目標、方法、規模等が適正であるか、事業の成果の活用が見込まれるか等。
◇事業の確実性 予算が適正であるか、経営状況が堅実であるか等。

**9. 補助金の交付申請および交付決定**

農政水産部みらいの農業振興課食のブランド推進室から申請者あて審査結果と予算の配分額について内示の通知後に下記により書類を提出いただき、補助金の交付申請を行ってください。

(1) 交付申請書等提出

ア. 補助金交付申請書（様式第2号）

イ. 事業計画書（様式第1号の1）

ウ. 収支計画書（様式第2号の1）

エ. 役員名簿（様式第2号の2）

※法人・団体の場合は必要。ただし、農協、漁協等の公共的団体等は除く。

オ. 誓約書（様式第2号の3）

※公共的団体等は除く。

カ. 定款、規約等の写し

- ※法人・団体の場合は必要。ただし、公共的団体等は除く。
- キ. その他事業内容を説明する資料等
- ※なお、提出された書類は返却いたしません。

(2) 交付決定

交付申請受付後30日以内に交付決定の通知を行います。

**10. 補助事業者の義務 (交付決定後)**

補助事業を実施する際には、以下のことに留意、遵守してください。

(1) 事業計画内容の変更または廃止

補助事業の事業内容について、下表に掲げる重要な変更または廃止する場合は、事前に事業計画変更(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受ける必要があります。

**【重要な変更】**

補助対象経費総額の50%以上の増減が生じる規模の変更。

商談会、テストマーケティングまたは市場調査における対象国の変更。

事業実施内容の区分(商談会・物産展、テストマーケティングまたは市場調査)の変更。

(2) 消費税および地方消費税に係る仕入控除額の返還

消費税および地方消費税に係る仕入控除対象事業者は、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る仕入控除税額が額の確定後、その金額が補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額を上回る場合は、その金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により報告し、返還する必要があります。

(3) 補助対象経費の経理

①経理等の証拠書類(領収書等)は整理し、終了後5年間保存して下さい。

滋賀県補助金等交付規則、世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業補助金交付要綱に基づく関係書類

交付決定通知書、額の確定通知書(事業計画変更承認通知書、仕入れに係る消費税等相当額報告書)

会計帳簿類

補助事業専用補助簿、通帳、カタログ、仕様書、見積書、契約書、発注伝票、契約書、請求書、納品書、検収調書、請求書、銀行振込伝票、領収書

補助事業終了後の整理書類

パンフレット等印刷物の整理、決算関係書類等の整備

成果物

出展を確認できる書類、写真

②補助事業用の区分経理

補助事業に係る経理は区分経理を行い、補助事業であることを明確にし、伝票および証拠書類は一般事業とは区別して整理保存してください。

#### (4) 罰則等

滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）および世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）およびこの案内（世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業補助金公募要領）に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消、補助金等の返還、加算金の納付や補助事業者名および不正の内容の公表等、法令等で規定された罰則を受けることがあります。

### 11. その他

(1) 補助金の支払いは、原則、補助事業終了後の精算払いとなります。

(2) 補助事業者は、企業・団体名、代表者名、住所、電話番号、資本金、従業員数、業種、補助金交付年度、補助対象内容、補助金額を公表することがあります。

#### (3) 完了検査

県は、補助事業の実施状況を確認するため、完了検査を実施することがあります。

購入品等は県内事業所に保管することが必要です。

この検査により交付決定および交付条件に適合していると判断したものについてのみ、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を支払うこととなります。

・ 証拠書類等の確認事項（補助金関係が主ですが、他も確認する場合があります。）

支払伝票等

支出決議書、注文書、見積書、契約書、請書、納品書、請求書、振込受付領収書等が支払いごとに整理されているか。

預金通帳（補助事業の含まれる分）、帳簿、元帳、資産台帳

支払伝票と預金通帳、帳簿、元帳との整合性がとれているか。

（補助事業終了後は、決算書でも、補助事業費などの項目にしてください。）

写真、成果品

事業実施の証拠品として、写真・成果品等の物的証拠。

日誌、議事録、データ、受払簿等

事業実施状況を日誌・成果報告書等で確認。

配布物等の受払状況を受払簿等により確認します。

・ その他

完了検査において事業計画書、実績報告書、実際の事業結果、それぞれについて相違があると認められる場合には、補助対象外となります。

検査において補助事業の証拠書類に不備が認められる場合には、補助対象外経費として取り扱います。

(4) 当補助金に関するご相談は、下記までお願いします。

ただし、メールの場合は、件名に「世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業補助金」と必ず記入してください。



【申請書の記載例および記載する内容の説明】

様式第1号

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)  
滋賀県知事

本社所在地を記載

押印は不要

住所 滋賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

発行責任者・担当者

氏名 〇〇 〇〇  
連絡先  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

法人にあつては発行責任者および担当者の氏名を記載

世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業補助金の応募について

世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業を実施したいので、世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業公募要領に基づき、次の書類を添えて応募します。

記

添付書類

事業計画書（様式第1号の1）

その他関係資料等

様式第1号の1 世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業計画書

フリガナ	カブシキガイシャ ○○		
法人・団体名	株式会社 ○○		
フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク ○○		
代表者職・氏名	代表取締役 ○○		
連絡担当者	所属	株式会社 ○○	職・氏名 営業部 △△
	E-mail	*****@*****.com	
所在地	〒 ****-****	電話番号	
	滋賀県○○市○○町○○丁目○番○号	FAX番号	

1. 参加計画

区分	番号	事業の名称	事業内容および経費の積算
	展示商談会・テストマーケティング	1	
2			
市場調査	3	○○における××の市場調査	
	4		

※実施する事業ごとに別紙「世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業計画個別表」を添付すること。

2. 経費の配分

(単位:円)

区分	番号	事業の名称	補助対象経費 (税抜)	負担区分		
				県補助金	実施主体	消費税
展示商談会・テストマーケティング	1	「滋賀の食材」○○プロモーション	300,000			
	2					
	小計		300,000			
市場調査	3	○○における××の市場調査	500,000			
	4					
	小計		500,000			
消費税額			80,000			
合計			880,000	200,000	600,000	80,000

※県補助金は、補助対象経費に1/2を乗じた額(千円未満切捨)または、200千円のいずれか低い額とする。

別紙

世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業計画個表(展示商談会・テストマーケティング)

1. 事業内容

番号	1	事業の名称	「滋賀の食材」〇〇プロモーション	規模 (来場予定人数等)	数万人
開催場所	国・地域 〇〇		都市名 〇〇		
参加目的	〇〇での△△の販路のため				
参加期間	令和 4 年 10 月 1 日 ~ 令和 4 年 10 月 19 日				

2. 出展商品の概要

商品名	県内産農畜水産物の使用割合
△△	100%

3. 事業費

(単位:円)

経費区分	費目	補助対象経費 (税抜)	経費の積算
出展経費	出展料・スペース料	0	
	展示装飾費・工事費	0	
	備品レンタル料	5,000	
	電気代	0	
	パネル等製作費	0	
	その他	0	
	小計①	5,000	
輸送等経費	出品物等梱包費	6,000	
	出品物等輸送費	5,000	
	小計②	11,000	
旅費	交通費	100,000	2名分
	宿泊費	54,000	2泊2名 @13,500円/人/泊
	小計③	154,000	
広告宣伝経費*	パンフレット製作費	30,000	
	商品カタログ製作費	0	
	その他	0	
	小計④	30,000	
通訳等経費	通訳費	20,000	
	翻訳費	0	
	小計⑤	20,000	
食品分析経費	分析費	80,000	
	その他	0	
	小計⑥	80,000	
合計 ①+②+③+④+⑤+⑥		300,000	

※ 広告宣伝費に限り、複数の事業に参加する場合であって、事業毎に分けられない場合は、まとめて記載することができるものとする。

別紙

世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業計画個表(市場調査)

1. 事業内容

番号	3	事業の名称	〇〇における××の市場調査		
調査地域	国・地域	〇〇	都市名	〇〇	
調査目的	〇〇での××の販路拡大を検討するために、現地の法律、商習慣、市場の調査を実施する				
調査期間	令和 4 年 9 月 1 日 ~ 令和 4 年 12 月 31 日				
調査委託先	***** Co., LTD				

2. 調査対象商品の概要

商品名	県内産農畜水産物の使用割合
××	100%

3. 事業費

(単位:円)

経費区分	費目	補助対象経費 (税抜)	経費の積算
市場調査費	調査委託費	500,000	見積書のとおり
	資料作成費	0	
	翻訳経費	0	
	その他	0	
合計		500,000	

(参考) 消費税等仕入れ控除税額について

消費税の課税事業者が消費税に対して補助金の交付を受けた場合、補助対象とした消費税であっても事業者の課税売上げにともなう仮受け消費税として処理されるのが一般的です。

補助事業の対象となる課税仕入れの発生にともない、処理した仮受け消費税は、消費税の申告時に控除対象となるため、控除されれば補助対象とした消費税が消滅することになり、その分の補助金返還が必要となります。このため、消費税の(本則)課税事業者は、原則として予め補助対象経費から消費税額を減額しておくこととします。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。その場合、確認のための書類の提出を求めることがあります。

①消費税の免税事業者

②消費税の簡易課税事業者

③その他公益法人など、収入の一定の割合以上を特定収入が占める事業者